

## ○三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例（抜粋）

全ての人は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、一人ひとりが、互いに尊重し、支え合い、生きがいを持って、安心した生活を送ることができる社会を実現すること、それは私たち市民共通の願いであります。

しかしながら、障害者は、教育、医療、住居、移動、就労、生活環境、防災等、社会生活における様々な面で、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりすることにより、地域での安心した生活が妨げられている状況があります。加えて、障害者に対する性別、年齢、民族等を理由とする複合的な差別も多く存在し、地域におけるあたりまえの生活を妨げています。

このような状況を踏まえ、私たちは、幼少期から全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に地域社会で生きるという意識を育み、障害を理由とする差別の解消を推進しなくてはなりません。

ここに、市民、事業者及び行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別の解消に取り組むことを宣言し、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加ができる共生のまち三田市を実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、本市における障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別解消の取組みを推進し、相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的とします。

### （相談）

第8条 障害者である市民、当該障害者の家族若しくは支援者又は事業者（以下「相談者」といいます。）は、市に対し、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができます。

2 市は、差別事案に関する相談があったときは、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとします。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への連絡調整を行うこと。

### （あっせんの申立て）

第9条 障害者である市民、当該障害者の家族又は支援者は、市長に対し、差別事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業に限ります。）を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」といいます。）をすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、あっせんの申立てをすることが当該あっせんの申立てに係る障害者の意に反することが認められるときは、当該障害者の家族又は支援者は、あっせんの申立てをすることができません。

3 あっせんの申立ては、次の各号に該当するときは、することができません。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく紛争の解決の手続をすることができるもの
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるもの

4 あっせんの申立ては、前条第2項に規定する相談に対する対応を経た後でなければ、することができません。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りではありません。

### **(あっせん)**

第10条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市障害者差別紛争調整委員会(以下「調整委員会」といいます。)にあっせんを行うよう求めるものとします。

2 調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんの手続を開始するものとします。

(1) あっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 調整委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に調整委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

4 調整委員会は、あっせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができます。

5 調整委員会は、第1項の規定による求めによりあっせんを行ったとき又は第2項各号のいずれかに該当するとしてあっせんを行わない若しくはあっせんの手続を中止したときは、市長に対して、その旨を報告するものとします。

### **(勧告及び公表の措置)**

第11条 調整委員会は、障害を理由とする差別を行ったとされる者が、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとします。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができます。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます。

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません。

## ○三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例施行規則（抜粋）

### （あっせんの申立ての手続）

第3条 条例第9条の規定によりあっせんの申立てをしようとする者は、あっせん申立書を市長に提出しなければなりません。ただし、あっせん申立書の提出が困難であると市長が認める場合は、この限りではありません。

### （調整委員会への諮問）

第4条 条例第10条第1項の規定によるあっせんの求めは、次に掲げる事項を記載した書面を同項の三田市障害者差別紛争調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）に提出することにより行うものとします。

- (1) あっせんを求める者（以下「請求者」といいます。）の氏名、住所及び連絡先
- (2) 当該紛争に係る障害者以外の者が請求者である場合にあっては、当該障害者の氏名、住所及び連絡先並びに当該障害者との関係
- (3) 当該紛争の相手方（以下「関係者」といいます。）の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (4) 当該紛争の概要
- (5) あっせんを求める内容
- (6) その他参考となる事項

### （あっせんの標準処理期間）

第5条 条例第10条第2項に規定するあっせんの手続の標準処理期間は、3箇月とします。

2 前項の期間内に手続を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに、請求者及び市長に経過を報告するものとします。

### （あっせんの申立ての取下げ）

第6条 請求者は、いつでもあっせんの申立ての全部又は一部を取り下げることができます。

- 2 前項の規定による申立ての取下げは、あっせん申立取下書を市長に提出しなければなりません。
- 3 市長は、前項のあっせん申立取下書の提出があったときは、速やかに調整委員会及び関係者にその旨を通知するものとします。

### （あっせんの不履行）

第7条 請求者は、関係者があっせん案を受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、調整委員会にその旨を申し出るものとします。

### （勧告）

第8条 条例第11条第2項の規定による勧告は、当該勧告の内容及び理由を記載した書面により行うものとします。

### （公表）

第9条 条例第11条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示及び市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとします。

- (1) 関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地）
- (2) 勧告の趣旨
- (3) 勧告に従わない事実
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項